

令和 2 年度

第 2 回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和 3 年 2 月 2 2 日 (月)  
武蔵村山市青少年問題協議会

1 議 題 武蔵村山市青少年健全育成基本方針（令和3年度～令和7年度）の策定について

このことについて、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会において、別添資料3のとおり原案を取りまとめたので意見を求めます。

参考

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会の開催状況について

区分	開催月日	主な議題
第1回	令和2年 12月28日（月）	○武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会正副座長の選出について ○武蔵村山市青少年健全育成基本方針の原案の作成について
第2回	令和3年 2月 3日（水）	○武蔵村山市青少年健全育成基本方針の原案の作成について

※ いずれも書面開催による。

## 2 その他（情報交換等）

武蔵村山市における青少年の現況及び非行・被害の防止対策等について、提供していただける情報等がありましたら別紙1へ記入してください。

# 武蔵村山市青少年健全育成基本方針

## 【平成28年度～平成32年度】



平成28年2月

武蔵村山市青少年問題協議会

# 1 趣 旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少など、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の普及により、青少年が有害メールやネット上のトラブルなどに触れる機会が増え、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要であると考えます。

そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子供の成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。



## 2 基本目標

人と人との絆を深め

心豊かで健やかな子供の成長を目指して

## 3 実施の期間

平成28年度から平成32年度までの5か年の期間とします。

## 4 対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子供から大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から未成年者までを中心に考えています。



## 5 重点項目

### (1) 家庭における青少年の健全育成

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

## (2) 学校における青少年の健全育成

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる

## (3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に子供たちが参加できるようにする
- ② 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていくようにする



## (4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする



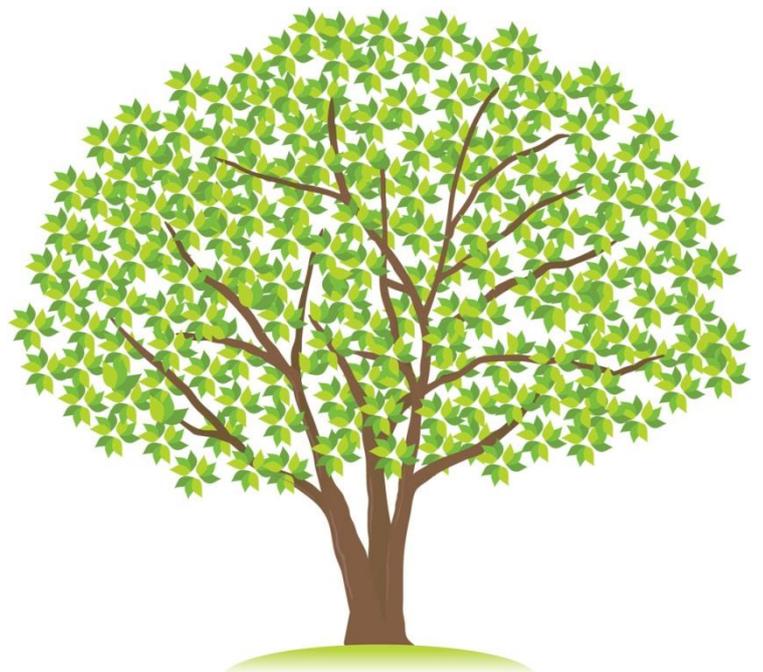


## ○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人の絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であると考えます。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政が持つ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な援助を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。



## ○ 家庭における青少年の健全育成

(家族の絆をつなぐ家庭づくり)

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子供たちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、0歳から2・3歳までの乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
  - 家族みんなで共有できる時間をつくる
  - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
  - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を確立する
  - 物事の善悪や社会のルールを教える
  - パソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方やルールを教える
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
  - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
  - 子供のことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する

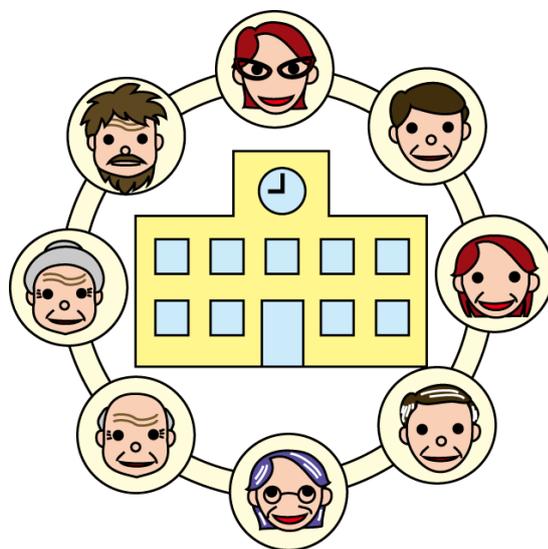


## ○ 学校における青少年の健全育成

(団体行動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ネットなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応できる青少年の育成を図ります。このため、子供たちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
  - 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
  - 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
  - 集団行動の大切さや集団の中でのルールやきまりを教える
  - 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる
  - 地域学習などを通して、生まれ育った武蔵村山のことを知る
  - 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる
  - 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える



## ○ 地域社会における青少年の健全育成

(青少年との絆のある地域づくり)

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

### ① 地域行事に子供たちが参加できるようにする

- お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子供たちが参加できるようにする
- 子供たちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加したりできるようにする

### ② 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる

- 子供たちに悪影響を与えるものを排除していくようにする
- 地域の子供たちを見守る活動を行う

### ③ 地域社会の教育力を高めていくようにする

- 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進するようにする
- 自分の子だけでなく、地域の子供に対しても、良いことは褒め、悪いことは叱るようにする



## ○ 行政における青少年の健全育成

(家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり)

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な援助を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。

また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。

### ① 家庭教育に関する啓発活動をする

- 子育てのための家庭教育講座を実施する
- 子育てのための情報を広く発信する
- 子供相談事業（巻末参照）の普及啓発を図る



### ② 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する

- 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる
- 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する

### ③ 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする

- 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネートする
- 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する
- 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する



# 武蔵村山市青少年健全育成機関

## 武蔵村山市青少年問題協議会

- 青少年に関する総合的施策の審議
  - 青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整
- 【事務局】 武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

## 武蔵村山市青少年対策地区連絡会

- 青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
  - 武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
  - 地区委員会の具体的活動
    - ・ 社会環境の浄化活動
    - ・ 非行防止活動
    - ・ 青少年の健全育成
- 【事務局】 武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

## 武蔵村山市青少年補導連絡会

- 青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動
  - 連絡会の具体的活動
    - ・ 街頭補導活動
    - ・ 各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
    - ・ 危険箇所の点検
    - ・ 青少年不良化防止策の協議
    - ・ その他青少年の健全育成に必要な事項
- 【事務局】 武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

子供相談事業等実施状況一覧

団体名	事業・機関名等	事業概要	受付時間等	連絡先	備考
武蔵村山市	教育委員会	教育相談室	児童、生徒、保護者、教育関係者を対象に教育全般の相談 面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-590-1470 フリーダイヤル 0120-910548	市民総合センター3階
		就学相談	特別支援教育に関する就学のための相談 面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-590-1470	
		適応指導教室	不登校児童・生徒の学校復帰支援 通級指導 平日9:30～15:00	042-590-1253	
		スクールカウンセラー	教育全般の相談 各校週一日 7時間45分勤務	各校	平成24年度から市内全小・中学校に配置
社会福祉法人 高原福祉会	子ども家庭支援センター	18歳未満の子供とその家庭における総合相談 面接・電話相談 平日及び土曜日 8:30～19:00	042-590-1152	市民総合センター2階	
東京都	教育委員会	教育相談センター	教育全般の相談 面接・電話相談 平日9:00～21:00 電話相談のみ 土・日・祝日 9:00～17:00	03-3360-8008	北新宿・立川出張相談室
	福祉保健局	小平児童相談所	児童虐待・養護相談・非行・心身障害・不登校・しつけ等相談 面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-467-3711	武蔵村山市青少年問題協議会委員 武蔵村山市青少年補導連絡会委員
		児童相談センター ★4152（よいこに） 電話相談	生活・子育てに関する総合相談 電話相談 平日9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)	03-3366-4152 聴覚言語障害者FAX相談 03-3366-6036	相談内容によっては、担当児童相談所を紹介
		話してみなよ東京子供ネット	子供の権利擁護専門相談、生活・子育てに関する総合相談 権利侵害事実調査 電話相談 平日9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)	0120-874-374 メッセージダイヤル 0120-874-376	時間外FAX受付メッセージダイヤルは、メッセージ録音等可能
		多摩立川保健所	不登校、ひきこもり、家庭内暴力、拒食等の精神保健相談 面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-524-5171	
		多摩総合精神保健福祉センター	アルコール・薬物依存、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、摂食障害等の精神保健相談 電話相談 平日9:00～17:00 平日夜間17:00～22:00	平日042-371-5560 平日夜間 03-5155-5028	
		小児総合医療センター	子供の発達やこころの問題、親の悩み相談 こころの電話相談室 平日9:30～11:30 13:00～16:30	042-312-8119	
	青少年治安対策本部	ひきこもりサポートネット	自分がひきこもりで悩んでいる方、ひきこもりの方が身近にいる 平日10:00～17:00	03-5978-2043	<a href="http://www.hikikomori-tokyo.jp">http://www.hikikomori-tokyo.jp</a>
		こたエール	こどものネット・ケータイのトラブル相談 電話相談 平日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00	0570-783-184	<a href="http://www.tokyohelpdesk.jp">http://www.tokyohelpdesk.jp</a>
	警視庁	立川少年センター	20歳未満の少年及び関係者を対象に子どもの非行、問題行動、しつけ等の相談 面接・電話相談 平日8:30～17:15	042-522-6938	武蔵村山市青少年問題協議会委員
		ヤングテレホンコーナー	20歳未満の少年及び関係者を対象に子どもの非行、問題行動、しつけ等の相談 電話相談 平日8:30～20:00 土・日・祝日 8:30～17:00	03-3580-4970	<a href="http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/young/young.htm">http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/young/young.htm</a>
国	文部科学省	24時間子供SOSダイヤル 子供の悩み全般に関する相談 電話相談 24時間受付	0570-0-78310	<a href="http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dialog.htm">http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dialog.htm</a>	
	法務省	子供人権110番 人権問題全般に関する相談 電話相談 平日8:30～17:15	0120-007-110	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a>	
民間	認定(NPO法人)	チャイルドライン支援センター 18歳までの子ども専用の電話相談 チャイルドライン 月～土16:00～21:00 (年末年始を除く)	0120-99-7777	<a href="http://www.childline.or.jp">http://www.childline.or.jp</a>	

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（平成28年度～平成32年度）

平成28年2月発行

発行・印刷 武蔵村山市青少年問題協議会

事務局 武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111

## 武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）変更点对照表

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】	武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】
<p>1 趣 旨</p> <p>次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。</p> <p>しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行<del>等</del>による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少<del>など</del>、<b>子どもの貧困、児童虐待、危険ドラッグをはじめとする薬物の氾濫など、様々な社会問題が深刻化しており、</b>青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。</p> <p>一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の<b>発達</b>、普及により、<del>青少年が有害メールやネット上のトラブルなどに触れる機会が増え、</del><b>青少年を取り巻くインターネット利用環境が日々変化の中で、SNS等の利用によるトラブルに巻き込まれ、</b>その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。</p> <p>このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが<b><del>必要であると考えます。</del>必要です。</b></p> <p>そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな<b>子供</b><b>子ど</b><b>も</b>の成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。</p> <p>しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少など、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。</p> <p>一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の普及により、青少年が有害メールやネット上のトラブルなどに触れる機会が増え、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。</p> <p>このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要であると考えます。</p> <p>そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子供の成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。</p>

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】	武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】
<p>2 基本目標</p> <p>人と人との絆を深め心豊かで健やかな<del>子供</del><b>子ども</b>の成長を目指して</p> <p>3 実施の期間</p> <p><del>平成28年度</del><b>令和3年度</b>から<del>平成32年度</del><b>令和7年度</b>までの5か年の期間とします。</p> <p>4 対象年齢</p> <p>この方針でいう「青少年」とは、<del>子供</del><b>子ども</b>から大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から未成年者までを中心に<del>考えています。</del><b>捉えています。</b></p> <p>5 重点項目</p> <p>(1) 家庭における青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる</li> <li>② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む</li> <li>③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する</li> </ul> <p>(2) 学校における青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる</li> <li>② 学校の中で、より良い人間関係を育てる</li> <li>③ 学校は、地域社会と連携しながら<del>子供</del><b>子ども</b>を育てる</li> </ul>	<p>2 基本目標</p> <p>人と人との絆を深め心豊かで健やかな子供の成長を目指して</p> <p>3 実施の期間</p> <p>平成28年度から平成32年度までの5か年の期間とします。</p> <p>4 対象年齢</p> <p>この方針でいう「青少年」とは、子供から大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から未成年者までを中心に考えています。</p> <p>5 重点項目</p> <p>(1) 家庭における青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる</li> <li>② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む</li> <li>③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する</li> </ul> <p>(2) 学校における青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる</li> <li>② 学校の中で、より良い人間関係を育てる</li> <li>③ 学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる</li> </ul>

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】

武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】

(3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に~~子供子ども~~たちが参加~~できるようにする~~ **しやすい環境をつくる**
- ② 地域社会で、~~子供子ども~~たちが~~過ごしやすい~~ **安心して過ごせる**環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていく ~~ようにする~~

(4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体と **の**連携を ~~とって~~ **図り** 青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を ~~とる~~ **図る** ための橋渡しをする

○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要である ~~と考える~~ からです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政が ~~持つ~~ **もつ** 機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は家庭、学校、地域社会に対し、必要な **援助** **支援** を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。

(3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に子供たちが参加できるようにする
- ② 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていくようにする

(4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする

○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であると考えからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政が持つ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は家庭、学校、地域社会に対し、必要な援助を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】

- 家庭における青少年の健全育成  
（家族の絆をつなぐ家庭づくり）

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。~~子供~~**子ども**たちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、~~0歳から2・3歳までの~~乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
  - 家族みんなですべて共有できる時間をつくる
  - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
  - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を確立する
  - 物事の善悪や社会のルールを教える
  - **家族みんなですべて共有できる時間をつくる**のルールを決める
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
  - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
  - ~~子供~~**子ども**のことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する

武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】

- 家庭における青少年の健全育成  
（家族の絆をつなぐ家庭づくり）

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子供たちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、0歳から2・3歳までの乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
  - 家族みんなですべて共有できる時間をつくる
  - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
  - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を確立する
  - 物事の善悪や社会のルールを教える
  - パソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方やルールを教える
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
  - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
  - 子供のことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】

○ 学校における青少年の健全育成

(~~団体行動~~学校活動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニート、ひきこもりなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応し、男女共同参画社会等、多様な地域社会について理解できる青少年の育成を図ります。このため、子供子どもたちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる

- 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
- 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる

○ 自然体験や社会体験を通して、自然保護やボランティア活動に関する意識を育てる

② 学校の中で、より良い人間関係を育てる

- 集団行動の大切さや集団の中でのルールやきまり決まりを教える
- 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる

③ 学校は、地域社会と連携しながら子供子どもを育てる

- 地域学習などを通して、生まれ育った武蔵村山のことを知る
- 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる

○ 防災訓練などを通して、防災に関する知識及び技術を身につけることにより、集団や地域の一員としての防災意識を育てる

- 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】

○ 学校における青少年の健全育成

(団体行動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニートなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応できる青少年の育成を図ります。このため、子供たちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる

- 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
- 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる

② 学校の中で、より良い人間関係を育てる

- 集団行動の大切さや集団の中でのルールやきまりを教える
- 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる

③ 学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる

- 地域学習などを通して、生まれ育った武蔵村山のことを知る
- 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる

- 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】

- 地域社会における青少年の健全育成  
（青少年との絆のある地域づくり）

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

- ① 地域行事に~~子供~~**子ども**たちが参加~~できるようにする~~**しやすい環境をつくる**

- お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、~~子供たち~~**子どもたち**が**積極的に**参加できるようにする
- ~~子供たち~~**子どもたち**が地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加~~したり~~できるようにする

- ② 地域社会で、~~子供たちが過ごしやすい~~**子どもたちが安心して過ごせる**環境をつくる

- ~~子供たち~~**子どもたち**に悪影響を与えるものを排除していく~~ようにする~~

武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】

- 地域社会における青少年の健全育成  
（青少年との絆のある地域づくり）

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

- ① 地域行事に子供たちが参加できるようにする

- お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子供たちが参加できるようにする
- 子供たちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加したりできるようにする

- ② 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる

- 子供たちに悪影響を与えるものを排除していくようにする
- 地域の子供たちを見守る活動を行う

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）（令和3年度～令和7年度）	武蔵村山市青少年健全育成基本方針（平成28年度～平成32年度）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の<del>子供たち</del>子どもたちを見守る活動を行う</li></ul> <p>③ 地域社会の教育力を高めていく<del>ようにする</del></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進する<del>ようにする</del></li><li>○ 自分の子だけでなく、地域の<del>子供</del>子どもに対しても、良いことは褒め、悪いことは叱る<del>ようにする</del></li></ul>	<p>③ 地域社会の教育力を高めていくようにする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進するようにする</li><li>○ 自分の子だけでなく、地域の子供に対しても、良いことは褒め、悪いことは叱るようにする</li></ul>

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】	武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】
<p>○ 行政における青少年の健全育成 （家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり）</p> <p>青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な<del>援助</del>支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。</p> <p>また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。</p> <p>① 家庭教育に関する啓発活動をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのための家庭教育講座を実施する</li> <li>○ 子育てのための情報を広く発信する</li> <li>○ <del>子供</del>子ども相談事業<del>（巻末参照）</del>の普及啓発を図る</li> </ul> <p>② 学校や関係団体との連携を<del>とって</del>図り青少年問題に対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる</li> <li>○ 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する</li> </ul> <p>③ 家庭、学校、地域社会が連携を<del>とる</del>図るための橋渡しをする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネートする</li> <li>○ 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する</li> <li>○ 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する</li> </ul>	<p>○ 行政における青少年の健全育成 （家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり）</p> <p>青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な援助を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。</p> <p>また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。</p> <p>① 家庭教育に関する啓発活動をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのための家庭教育講座を実施する</li> <li>○ 子育てのための情報を広く発信する</li> <li>○ 子供相談事業（巻末参照）の普及啓発を図る</li> </ul> <p>② 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる</li> <li>○ 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する</li> </ul> <p>③ 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネートする</li> <li>○ 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する</li> <li>○ 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する</li> </ul>

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】

武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】

## 武蔵村山市青少年健全育成機関

## 武蔵村山市青少年健全育成機関

### 武蔵村山市青少年問題協議会

### 武蔵村山市青少年問題協議会

- 青少年に関する総合的施策の審議
- 青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整

- 青少年に関する総合的施策の審議
- 青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

子ども家庭部子ども青少年課

### 武蔵村山市青少年対策地区連絡会

### 武蔵村山市青少年対策地区連絡会

- 青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
- 武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
- 地区委員会の具体的活動
  - ・社会環境の浄化活動
  - ・非行防止活動
  - ・青少年の健全育成

- 青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
- 武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
- 地区委員会の具体的活動
  - ・社会環境の浄化活動
  - ・非行防止活動
  - ・青少年の健全育成

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（案）【令和3年度～令和7年度】

武蔵村山市青少年健全育成基本方針【平成28年度～平成32年度】

武蔵村山市青少年補導連絡会

武蔵村山市青少年補導連絡会

○青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動

○青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動

○連絡会の具体的活動

○連絡会の具体的活動

- ・街頭補導活動
- ・各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
- ・危険箇所の点検
- ・青少年不良化防止策の協議
- ・その他青少年の健全育成に必要な事項

- ・街頭補導活動
- ・各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
- ・危険箇所の点検
- ・青少年不良化防止策の協議
- ・その他青少年の健全育成に必要な事項

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

子ども家庭部子ども青少年課

~~子供相談事業等実施状況一覧~~

子供相談事業等実施状況一覧

~~『相談事業等の一覧表を掲載』~~

『相談事業等の一覧表を掲載』

※ 一覧表を削除

—奥付—

—奥付—

# 武蔵村山市青少年健全育成基本方針 (案)

【令和3年度～令和7年度】



令和3年 月

武蔵村山市青少年問題協議会

# 1 趣 旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行等による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少、子どもの貧困、児童虐待、危険ドラッグをはじめとする薬物の氾濫など、様々な社会問題が深刻化しており、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の発達、普及により、青少年を取り巻くインターネット利用環境が日々変化する中で、SNS等の利用によるトラブルに巻き込まれ、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要です。

そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子どもの成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。

## 2 基本目標

人と人との絆を深め

心豊かで健やかな子どもの成長を目指して

## 3 実施の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年の期間とします。

## 4 対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子どもから大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から未成年者までを中心に捉えています。



## 5 重点項目

### (1) 家庭における青少年の健全育成

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

### (2) 学校における青少年の健全育成

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる

### (3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる
- ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていく

### (4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする

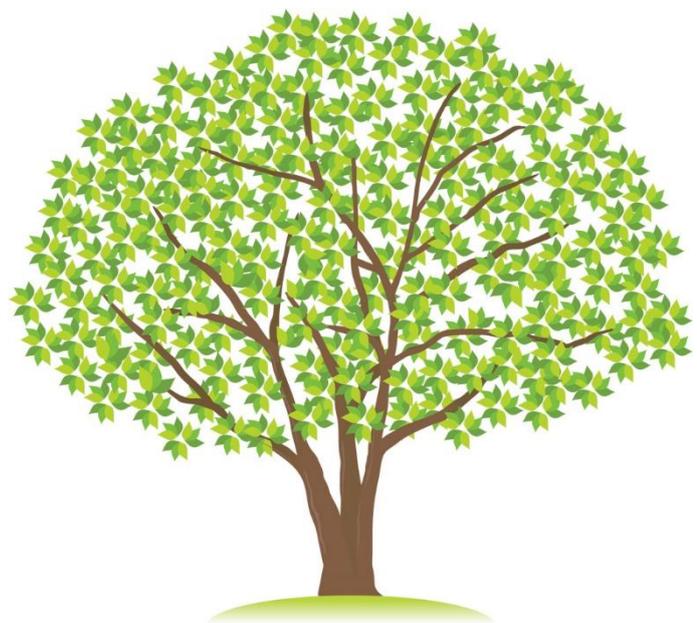


## ○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であるからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政がもつ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。



## ○ 家庭における青少年の健全育成

(家族の絆をつなぐ家庭づくり)

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子どもたちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
  - 家族みんなで共有できる時間をつくる
  - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
  - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を確立する
  - 物事の善悪や社会のルールを教える
  - 家族みんなでパソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方のルールを決める
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
  - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
  - 子どものことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する





## ○ 学校における青少年の健全育成

(学校活動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニート、ひきこもりなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応し、男女共同参画社会等、多様な地域社会について理解できる青少年の育成を図ります。このため、子どもたちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
  - 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
  - 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる
  - 自然体験や社会体験を通して、自然保護やボランティア活動に関する意識を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
  - 集団行動の大切さや集団の中でのルールや決まりを教える
  - 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる
  - 地域学習などを通して、武蔵村山市のことを知る
  - 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる
  - 防災訓練などを通して、防災に関する知識及び技術を身につけることにより、集団や地域の一員としての防災意識を育てる
  - 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

## ○ 地域社会における青少年の健全育成

(青少年との絆のある地域づくり)

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

- ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる
  - お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子どもたちが積極的に参加できるようにする
  - 子どもたちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加できるようにする
- ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる
  - 子どもたちに悪影響を与えるものを排除していく
  - 地域の子どもたちを見守る活動を行う
- ③ 地域社会の教育力を高めていく
  - 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進する
  - 自分の子だけでなく、地域の子どもに対しても、良いことは褒め、悪いことは叱る



## ○ 行政における青少年の健全育成

(家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり)

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。

また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
  - 子育てのための家庭教育講座を実施する
  - 子育てのための情報を広く発信する
  - 子ども相談事業の普及啓発を図る
- ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する
  - 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる
  - 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする
  - 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネートする
  - 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する
  - 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する

# 武蔵村山市青少年健全育成機関

## 武蔵村山市青少年問題協議会

- 青少年に関する総合的施策の審議
  - 青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

## 武蔵村山市青少年対策地区連絡会

- 青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
  - 武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
  - 地区委員会の具体的活動
    - ・ 社会環境の浄化活動
    - ・ 非行防止活動
    - ・ 青少年の健全育成
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

## 武蔵村山市青少年補導連絡会

- 青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動
  - 連絡会の具体的活動
    - ・ 街頭補導活動
    - ・ 各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
    - ・ 危険箇所の点検
    - ・ 青少年不良化防止策の協議
    - ・ その他青少年の健全育成に必要な事項
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（令和3年度～令和7年度）

令和3年 月発行

発行・印刷 武蔵村山市青少年問題協議会  
事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課  
〒208-8501  
東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
電話 042-565-1111